○内閣府令第一号
財務省令第一号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十条第一項の規定に基づき、預金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　直人

預金保険法施行規則の一部を改正する命令

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一の表中「8　振替貯付信託受益権」を「8　振替貯付信託受益権等」に改め、同様式の備考の2中「第4号」の次に「並びに令第3条の2第3号及び第4号」を加え、「Ⅱの5から8まで」を「Ⅱの5は令第3条第5号に、Ⅱの6及び7は同条第6号及び第7号並びに令第3条の2第5号及び第6号に、Ⅱの8は令第3条第8号」に改める。

附　則

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

○内閣府令第一号
財務省令第一号
農林水産省

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十条第一項の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　直人
農林水産大臣　赤松　広隆

農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令

農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一の表中「振替貯付信託受益権」を「振替貯付信託受益権等」に改め、同様式の備考の2中「同条第3号及び第4号」の次に「並びに令第6条の2第3号及び第4号」を加え、「Ⅱの5から8までは同条第5号から第8号まで」を「Ⅱの5は令第6条第5号に、Ⅱの6及び7は同条第6号及び第7号並びに令第6条の2第5号及び第6号に、Ⅱの8は令第6条第8号」に改める。

附　則

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

○内閣府
財務省
経済産業省令第一号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　直人
経済産業大臣　直嶋　正行

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省第一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出し中「証券専門会社等」を「専門子会社」に改め、同条第十項中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項第一号中「第三十九条第一項第一号の二」に改め、「第三十九条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「第三十九条第一項第一号から第三号まで」を「第三十九条第一項第一号の二から第四号まで」に改め、同項第四号中「第三十九条第一項第六号及び第七号」を「第三十九条第一項第一号、第六号又は第七号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項第五号中「法第三十九条第二項第七号に規定する」を削り、「次条第二項第四十六号」を「同項第四十六号」に改め、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務を営む場合」を「信託兼営の場合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三十九条第一項第一号」を「第三十九条第一項第一号の二」に改め、同項第二号中「法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削り、「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項第三号中「法第三十九条第二項第七号に規定する」を削り、「次条第二項第四十六号」を「同項第四十六号」に改め、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務を営む場合」を「信託兼営の場合」に改め、「法第三十九条第二項第八号に規定する」及び「（以下「信託子会社等」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十九条第一項第一号に規定する主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　次条第一項各号に掲げる業務であって、主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央金庫、その子会社（法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十一号から第三十五号までに掲げる業務については証券子会社等（法第三十九条第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、次条第二項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務については保険子会社等（法第三十九条第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、次条第二項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務については商工組合中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務を営む場合（以下「信託兼営の場合」という。）又は信託子会社等（法第三十九条第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。

第七十条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

第七十条第二項第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十六　削除

第七十五条第一項第九号中「第六十九条第七項」を「第六十九条第八項」に改める。

第七十八条第一項中「第六十九条第十項」を「第六十九条第十一項」に改める。

附　則

この命令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。